

徳山藩記録所について ― 明和期、記録所日記の分析から ―

吉田真夫

はじめに

徳山藩の藩政機関の一つに記録所がある。記録所とは、『徳山市史』^{〔1〕}によれば、「主として格式を調査し、典札・儀式その他の公文の往復を掌るもの」と説明する。まさに藩の文書管理センターである。

しかし、これまでこの機関についてはあまり論じられてこなかった。ここが御蔵本のような藩政運営に直結するような機関とは異なる役割を担ったからであろうか。理由の究明はともかく、看過してよい機関ではないと思う。そこで徳山藩記録所の解明を最終的な目標とし、基礎的な作業を積み重ねることから始めたい。

本稿はその第一歩として、記録所の日々の業務を記し

た日記に着目する。それは当館所蔵徳山毛利家文庫の「記録所日記」である。現在、九七六点を閲覧・利用に供している。もつとも「記録所」は国元・徳山だけではなく、江戸にもあったことから、前述の九七六点は、徳山と江戸双方の日記が混在していることになる^{〔2〕}。

記録所日記に着目するといっても、徳山と江戸とに分かれ、その冊数も膨大でもあることから、時間と場所を限る必要がある。そこで本稿では徳山の記録所における明和期の日記を使って、その具体的活動を探ってみたい。ただし、藩主留守中（つまり在江戸中）の記述は簡素化されているので、藩主在邑（在徳山）中に限って日記を見ていくこととする。なお本稿では、徳山の記録所については単に「記録所」とし、そこで作成された日記を「記録所日記」と称する。

一 明和期の徳山藩情勢と記録所日記

本題に入る前に、明和期における徳山藩を概観すると共に、当該期の記録所日記について紹介しておく。

明和元年（宝暦十四年＝一七六四年が六月に改元）は徳山藩主の代替わりがあった年である。同年二月二十二日、六代藩主毛利広寛が江戸において三二歳で急死、その後を弟の就馴が継いだ。⁽³⁾ 当時はまだ一五歳で専之助と称していた。一方、実父で五代藩主であった広豊は健在で、下松の別邸にあった。⁽⁴⁾

さて就馴は、明和三年四月二十二日に暇の許しを得、五月七日に江戸を出立、六月二日に初入国を果たす。これを含め、明和期に限ると、①明和三年六月二日から明和四年三月五日、②明和五年五月二十日から明和六年三月朔日、③明和七年五月十七日から明和八年二月二十八日（日）には徳山到着日および出発日）の三期間在邑していた（次は明和九年五月二十三日から安永二年閏三月七日までなので、本稿では除外する）。

この間の就馴周辺の出来事は、就馴による山口入湯（明

和五年十月二十一日から十一月朔日）、父広豊が茅山と改名（同年十一月九日）、などがある。また、江戸において元服し、従五位下大和守に叙任されている（明和四年十二月十六日）。山口入湯はともかく、就馴が順調に成長しつつあることが窺える。一方、明和八年二月には、萩藩から藩主内意がもたらされ、就馴藩政の課題も浮き彫りになった。⁽⁵⁾

次に、今回対象としている記録所日記の記述方法について述べておく。

日記は日にちごとに、冒頭に月日、天気、当番の用人名が記され、適宜その日の出来事の一つ書によって記述される。一ヶ月一冊を基本に、二ヶ月を一冊にまとめているものも見られるが、江戸出立または国元参着に伴い月の途中で始まるものや途中で終わるものもある（その場合には、その翌月または前月と同一冊となる）。簿冊には柿渋を塗った紙で作られた表紙と裏表紙とがあり、表紙には「記録所日記」とのタイトルと収録されている年月（日）が記される。また小口には記録所日記の略称として「日記」と、採録期間が記される。

一冊の大きさは、例えば明和八年二月分（二月朔日か

ら二八日まで）は、二三・六cm×一六・九cmで、他の簿冊も概ねこのサイズである。江戸で作成されたものよりやや小ぶりである。前述のとおり現在閲覧・利用に供するにあたり、年代順に請求番号を付したことから、国元と江戸との日記が混在している。⁽⁶⁾今回対象とする期間の記録所日記は後掲【表】のとおりである。



記録所日記 361 明和8年2月

(二) 文書の作成

まずは記録所の基礎的業務を抑えておく。

記録所は「公文の往復を掌る⁽⁷⁾」とあって、文書の遣り取り（作成も含めて）を行う業務を担ったという。具体的な例を探してみよう。

明和八年一月七日条を見る。翌八日、藩主就馴が大蔵寺へ仏詣でに出駕する旨が知らされる。藩主の仏詣でにあたっては、「寺詰」として家老が指名されることが多くあり、この時も鳥羽玄蕃が命じられた。その伝達は「手紙」と表現される、横切紙にて当職か兩人役名で出される簡単な文書⁽⁸⁾で行われた。この「手紙」の実際の作成者は記録所日記では判然としないが、例えば「以手紙申達候事」と日記に記述されていることから、記録所が「手紙」を作成したものと考えられる。

ところがこの時、鳥羽玄蕃は病気のため寺詰ができないうと断りを申し出るとそれが許され、栗屋蔵主が代役を命じられた。鳥羽への断り許可、栗屋への代役下命はいずれも「手紙」をもって行われたのだが、やはり記録所がそれを作成してそれぞれに送ったようである。もちろん

二 記録所の業務

徳山藩記録所について（吉田）

ん、寺詰を誰に命じるか、代役を誰にするかなどは記録所が単独で決めるわけではなく、藩主などの指示を受けて記録所がそれを文書化したと見るのが自然だろう。

ここでは藩主の寺社参詣の事例における指示（担当者指名）の例を見たが、こうした軽微な連絡事項を「手紙」で出す場合、指示を受けた記録所がそれを作成して伝達しているのだった。藩命を文書化して伝えるのが記録所の業務のひとつであった点を確認しておく。

藩内向け文書は右の通りであるが、対外文書についても見ておこう。

藩主間や藩間で交わされる書状などについては後述するとして、ここでは女性の通関証文の作成について触れておく。

明和七年閏六月二十七日、下松で召し使っていた女中二名を江戸に送り返す事案が発生した。下松は隠居している父・広豊の居所である。この日、「御関所通路之証文」を以前と同様式で作成するようにという指示が当役方からもたらされた。しかし記録所は、それをすぐに作成して当役方に送ったわけではなかったようで、七月一日、本件については御蔵本から指示があるまで延期するとの

通達があった（当役方と御蔵本については後述）。この件については、理由は不明だがしばらく時間を要し、七月二十四日に証文の作成が当役方から指示された。もともこの時、用心として判紙を三・四枚あわせて差し出すようにとも指示されていて、記録所にはそれらを作成・管理する業務があったことも窺える。

余談になるが、彼女たちの出立は八月五・六日が予定され、同月二日、通例の形に則り証文を作成、当役方に徒が持参した。作成にあたり、目付岩崎藤太が見届け、留守居桜井新右衛門の確認を経た。「入 高覧」とあるので、藩主の実見もあつたのだろう。この証文と判紙が当役方に送られたのである。なお、九月十三日、用心のために送った判紙三枚は不要だったとして当役方経由で記録所に返却されている⁽⁹⁾。

このように、通関証文も記録所で作成されていたことが窺え、対外文書も記録所が作成していたことがわかる。さて、証文作成は当役方からの指示によって作成した事例で、こうしたことは多くあつたようだ。次に当役方からの指示と記録所について見ていく。

(二) 文書をめぐる当役方と記録所

記録所日記を読み進めて気付くことは、「当役方」からの指示や依頼事項が多いことである。その具体的な事例は後述するとして、ここでは文書をめぐる当役方と記録所の関係を見ておく。なお、当役方は御蔵本にあったと今のところは考えている。そのことは例えば、明和八年正月十一日条に、前年十二月二十六日に江戸を發出した注進状類が到着し、注進状や奉書、諸藩主からの書状類などが当役方からもたらされたとする。さらに続けて、「大殿様え之分ハ御蔵元^(マ)下松へ送った、とあつて⁽¹⁰⁾、御蔵本に当役方があることの証左となるだろう。

さて、当役方からもちたられるものには、前述のように外部からの書状類や江戸などからの報告書といった文書があった。飛脚便や船便などで徳山に届けられたそうした文書は、はじめに御蔵本へ届けられるルールとなっていたのであろう。そして御蔵本の当役方から必要な文書類が記録所に送られる。前述した一月十一日に記録所に送られた文書は、注進状十四通、披露状二通、御奉書の写一通、松野東馬（助絛カ、幕臣）からの封状一通、

松平丹後守（直泰、播磨国明石藩主）からの白木文箱一つ、各方面からの封状十六通、大番所日記の写二通、目付の触一通、同席触一通、「留守居仕出」五通（廻状写ともに）、細川中務少輔（興文、肥後国宇土藩主）よりの口上書一通、毛利兵橘（元智、幕臣）からの書状一通であった。

記録所は受け取った文書類を藩主の高覧に供する。このことは藩主の御居間の日記である「御居間日記」からも確認できる⁽¹¹⁾。藩主高覧後の文書類の行先は判然としなものの、披露状などのように藩主宛でないものは当役方へ差し戻される。「当り所返答物」であることが理由であった。こうした指示も藩主からなされることがあり、記録所を介して当役方に戻されたようだ。

ただし、披露状といっても、記録所で返書が作られるものがあつた。例えば明和七年閏六月朔日、毛利秀之助夫妻からの披露状が当役方から送られ藩主高覧に供したところ、返書は「当所」つまり記録所で作成する旨回答せよとの指示が出たので、そのことを当役方に伝えている。わざわざこうした指示が出されたのは、同類の文書は当役方（前出の例で見れば宛所の者）で返書を作るこ

とになっていたためであろう。

なお、こうした文書の作成者について、明和八年一月十七日条に、萩藩士宍戸河内と福岡舎人から前日もたらされた披露状への返書は「古案之通相認せ」、当役方へ送ったという記事がある。「古案」については後述するとして、記録所が返書をしたためさせた先は、判司方（「判師方」とも）と考えられる。判司方は書状をはじめとする文書の作成を業務としていたことが窺え、記録所とも密接な関係にあったようだ。

一方、藩主が自ら筆をとる場合もある。明和七年閏六月四日の記事に、萩藩主毛利重就へ土用の見舞状を送るにあたり、就馴は進物と共に書状をしたためる。その際、書状は判司方で作成させた後、確認のため藩主の高覧に入れた。就馴はそこに端書を加筆したとある（「御端書出来」）。実は、作成した書状を確認のため高覧に入れることは異例で、先に挙げた宍戸や福岡宛の返書は、「古案」の通り、つまり先例通りの文面に従い作成した後、藩主の確認を求めたかどうかについては、記録所日記においては窺えない。本事例は萩藩主宛の書状であったが故に、気遣った就馴がわざわざ確認したのかもしれない。

このように、記録所は当役方から送られた文書を藩主の高覧に供し、藩主の手元に置いておく必要のないものや、宛所にある者や部署が返書を作成する必要のあるものは当役方に返却するのであった。一方、記録所で作成される文書は判司方に作成を指示し、完成すれば当役方に送る（記録所日記には「徒に持たせた」と出てくることもある）。それは、当役方が外部への文書発出を担っていたことによるのだろう。

また、藩主が自筆で書状をしたためることもあった。

この場合、藩主の居所である御居間から直接、文書発出担当の当役方に送られるのではなく、一旦記録所に送られ、記録所にて文箱に納めるなどの体裁を整えてから当役方にもたらされるのだった。⁽¹³⁾その際、徳山発出日などの指示も付け加わる場合もあった。

なお、この時期、下松に隠居の広豊が住んでいたのだが、彼宛の文書も当然あった。広豊宛文書は下松へ送られることになるが、広豊の直筆はともかく、下松には返書をしたための部署などはなかったと見え、当役方は記録所に返書作成を指示している。

(三) 情報の蓄積

記録所日記には記録所が情報を集め記録していた様子が見られるので、それを紹介しておきたい。

一例に、明和四年一月八日条を見てみよう。

一月三日、萩へ年頭挨拶の使者を命じられた杉山十郎左衛門は、御居間において伝えるべき口上を承り、翌四日萩へ向けて出発する。六日には萩での任務を終え、八日に徳山に帰着した(この時は徳山到着後、その足で館に出仕している)。館に出仕した杉山は御次へ出向いて、萩藩からの返詞を申し上げようとするが、これについては後日改めて聞くと、の就馴の言葉があり、御前を辞した。その後、萩でどのような応接を受けたのかを報告するのである。記録所日記に次のように記されているところを見ると、記録所において報告されたと考えてよいだろう。

一、去ル六日 御城罷出、於御書院

御目見被 仰付、御直答被遊候也、

畢而御料理一汁三菜御目録

銀老枚御用人を以被下之、

奏者相伴兼ル、 渡部五郎右衛門

御用人

木梨平左衛門

これによれば、萩城へ登城した日、拝謁の場所、相手の対応(ここでは萩藩主による直答)、饗応時の対応者や出された料理、下賜物とそれに携わった役人などが報告されている。こうした相手方の対応を書き留め、先例と相違している場合にはその理由を記して事例の蓄積をはかったものと考えられる。

ただし、藩外へ赴くすべての使者について、こうした「復命」ともいふべき記録を残しているわけではなく、右の例での杉山十郎左衛門、明和八年二月二十三日、岩国での婚礼にあたり使者となった長浜五郎左衛門など、記録所を統轄する用人が使者となったためであろう。

このように、儀式・典礼の先例に関する情報を蓄積することが記録所の主たる業務の一つだったのである。

(四) 記録所による館の管理

ここまでは記録所が文書・記録に関わる面を見てきたが、記録所にはそうしたことは異なる業務も担っていた。ここでは徳山の館の管理という、一見記録関係を司

る記録所の業務からイメージしにくい点への関与についても触れておく。

記録所日記には、「記録所」はもちろんであるが、「御門」や「大番所（処）」といった場の名称が出てくる。それらは、馬廻や中小性がグループに分けられ、番を務めていたことの結果であり、記録所の関与を示唆するものである。具体例を示す。

病欠者が出た場合、揃えるべき人数に欠員が生じてしまふ。必要な人数が定められている以上、記録所は当番日の繰り上げを命じるなどして欠員を補填しなければならぬ。しかしそのことについて、記録所が他の部署に相談したり、許可を得たりしている様子は、記録所日記を見る限り確認できない。

また、病欠など欠勤しようとする者は、代替人員を自力で探す必要があったようだ。ところがそれに応じてくれる人物がいなくても多々あって、そうした時には、番頭などの「上司」を通じて「御断」を記録所に申し出ることになる。その際にも前と同様、記録所が独自の判断でそれを認めていたようだ。

欠員の原因は病欠だけではない。例えば、使者をはじ

め、藩の用務によって他所に派遣されるケースがある。使者派遣の決定と人選は当役方でなされていたと考えられるが、その使者指名にあたり、当役方からその人物が使者に出向くことによって生じる事態、具体的には当番欠勤に伴う代勤者の決定などへの対応は、やはり記録所に一任されている。

また、歴代藩主やその家族の忌日に際しては、藩主が参詣する時以外は家臣が寺院への代参を命じられることがある。さすがに藩主クラスに対しては家老レベルが代参を命じられるが、側室や子女の場合には馬廻の人々が命じられている⁽¹⁴⁾。そうした際、記録所日記の上では、どこかの組織・機関から代参者の指名があるわけではなく、記録所がその日の当番から選んで指名している⁽¹⁵⁾。そのことがよりわかるのが、明和五年十月、藩主就馴が山口入湯に出向き徳山を留守にする際のことである。この時、記録所は、藩主留守中、恙なく代参を執行するよう指示を受けている。しかし、忌日にあたる人の名や日にち、代参者などについて細かな指示が出ているわけではないことから鑑みるに、そうした指示で事足りたに違いない。

また、明和八年一月十五日条に、堀田三郎四郎や磯部

際右衛門が、父に下賜された「御紋付」について、忝も着用したい旨願ひ出たところ許可されたお札として大番所に出仕したとある。後掲【図】のように、記録所と大番所はやや離れた所にあるにもかかわらず、記録所日記にこうした事象が書かれるのは、大番所が記録所の管理下（単に人だけでなく、場としても）にあったことを示すといえるのではなからうか。

以上のように、御門や大番所などの場の管理は記録所の管轄であり、各々の当番の配置は記録所に委ねられていたのだった。そのため、当役方は当番人の情報まで把握していないと考えられ、同じ人物が当番と当役方指令の用務日とが重なってしまうことも出てしまったのである。確証はないが、記録所は当番の人名などを当役方に報告していなかった可能性もある。

なお、番を務める人々について、場所の確定には至っていないが、館内のどこかにその日の当番がわかるような掲示が設けられ、名札（日記中には「番札」や「懸札」と出てくる）がかけられていたようだ。病気や他用で番を欠勤する場合、名札をその都度かけ替えるのではなく、名札の表面に理由を記した「貼紙」によって、欠勤理由

を明示していた。これは一日や数日程度のことに限らず、例えば「当分新宅加番」のように、臨時的とはいえ、しばらく他所での勤務を命じられる場合も同様であった。人の管理の延長上に、こうした業務も記録所にはあったのである⁽¹⁶⁾。

館と人の管理という面では、来客時の応接も記録所がその一端を担うことになる。明和八年二月二日の事例を挙げる。

この日、萩藩主毛利重就から「御内用」として有福舎人と宮木八郎右衛門が使者として徳山に到着、翌三日に藩主就馴への面会を求めてきた。当役方からその求めに応じてよいか記録所に問い合わせてきたので、藩主の意向を伺った。就馴からは明日の四時に面会するとの回答があったので、記録所は当役方にそれを伝達した。

これを受けて記録所は、応対の指示を発出する。例えば料理を膳部へ、料理見合わせと熨斗の用意を判司役へ、小書院の手ぬぐいの準備を茶堂へ、座敷廻の掃除状況の確認を目付へ、茶や煙草盆の用意を高木可朴へといった具合に加え、萩からの使者が館への訪問する前および訪問後に徳山藩から派遣される上使の任命などである。

翌日、両使者が館を訪れると、その時の動静は日記に細かく具体的に記される。その時々¹⁷の応接の場、応対者、移動の経路、差し出された進物の取り扱い、料理や茶、煙草盆などを供する場とタイミング、徳山側同席者の着座位置などである。

実は、記録所日記で細かな描写が登場する場合は、館の内、藩主の御居間以外である。今は御居間をはつきりと指し示すことはできないが、後掲【図】¹⁷が示す「御館」の内、「御座之間」と「御次」がそれではないかと考えている。つまり、記録所の管轄はそれを除いたエリアといえようか。「御次」は後掲【図】によれば、藩主の「御座之間」の西隣にある座敷である。

この御次については、例えば明和八年二月初日、「記録所詰之面々同断出仕、御次えも罷出候事」との記事がある。「同断」は当日の御祝儀を指し、家臣が館に参上するものである。ここで記録所の人々が御次へ出仕したことが窺え、記録所にいた人々のその後の行動（ここでは御次へ出仕したこと）までが記録所日記に記されることになる。

もともと、記録所詰の人々が出仕したから書かれたに

過ぎないともいえるので、他例を示す。明和八年二月十三日、浅見左内が出仕する。理由は次男・文孝が医術稽古のため、近く京都へ派遣したい旨願い出たところ聞き届けられたので、そのお礼のためである。その際「御次えも罷出候事」と、記録所を出た後、御次へ向かったことがわかる。

ただし注意したいのは、いずれの例を見ても、館へ出仕した後、御次へ向かったとあるだけで、御次での様子は書かれていない。そのことから、御次は記録所の管轄から外れることを意味すると思われる。その一方で、御居間と御次での出来事は、御居間日記に記録されている。このことについては後にも触れる。

三 場としての記録所

（一）儀礼の場としての記録所

記録所という場所が、儀礼の場に使われる場合もあった。明和七年五月二十八日の事例を見てみたい。

具体的な内容は不明だが、前日の二十七日、「御心祝」と称して酒が下賜される通知が出た。これを受けて当日、

身分などによって、次のような対応があった。

一、家老嫡子・御用人・小幡織江

吸物・酒・肴を頂戴する。場所は記録所。その後、お礼として御次へ出仕している。

二、留守居役桜井新右衛門

出されたものは前に同じ。場所は記録所「二之間」。その後、お礼として御次へ出仕するのにも前に同じ。

三、目付役・兩人役・判師・武具方都合役・作事奉行・祐筆・厩別当

出されたものや、お礼に御次へ出仕したことは前に同じ。場所は記録所「三之間」。

四、大番所当番・御門当番

取肴にて酒が下賜。当番筆頭らが記録所へ招かれ、そのことを伝えられる。お礼は記録所で行われる。

このように、記録所には「二之間」「三之間」が存在し、家臣のランクによって、出向く場を分けていた。後掲【図】を見ると、「二之間」「三之間」の表記はないため正確な位置を特定できないが、少なくとも記録所が複数の空間

を持つてゐることは窺える。「典札・儀式その他の公文の往復を掌るもの」⁽¹⁸⁾だけにとどまらない、場としての記録所についても意識しておくことは必要だろう。

(二) 指示伝達の場としての記録所

儀礼以外の場とは別に、指示伝達の場として記録所が使われることもあった。

明和五年十一月二十六日のことである。明後日に「大島山」方面への御猟が計画されていた。この時、富山要人と福岡茂左衛門が供を命じられたことから、「小使」を一人ずつ付けるよう駕奉行に指示することとなった。この時、その指示は記録所に駕奉行を招いて行われた。富山・福岡いずれも記録所を統轄する用人であったので、駕奉行が記録所に呼び出されたと見るのが自然であるが、記録所がこうした場としても使われていたことが窺える。このほかにも、明和四年正月二日、就馴が大成寺に仏詣でを行うにあたり、前日、寺社奉行片岡正右衛門が記録所に招かれ、献納品の目録を渡されている。これは目録を判司方が作成することになっていたことにより、で

き上がった目録を渡す必要があったためである。また、同年二月十三日条には、同月十六日に大成寺などに祝儀の料理を下賜する旨を通達するため、使者を命じられた中小性の牧乗人が記録所に招かれ、御意を伝えられている⁽¹⁹⁾。

このように、記録所は単に記録を作成する組織の場というわけではなく、指示伝達の間としても使われることがあったのである。

四 記録所日記と関連記録

（一）記録所日記と御居間日記

最後に、記録所日記に現れた限りにおいて、関連する記録類についても触れておきたい。

明和六年一月四日、常禱院が新年の祝意を伝えるため館に出仕した。御居間から、お目見えを御居間に行う旨通達があったので、そのことを小書院で常禱院に申し伝え、常禱院を御居間に通したのである。常禱院が御居間でお目見えすることは「如例」とあるので、先例通りのことだったのだろう。ところが小書院へ通された

際の常禱院への応接は、「御目見已前小書院二ノ間ニ滯座也、此所へ案内寺社奉行也、尤茶・たはこ盆・火鉢之類一切不出候事」と詳細であるにもかかわらず、御居間での対応についての記述はなく、「此外御扱御居間日記ニ委シ」とあるのみである。御居間でのことは御居間日記⁽²⁰⁾に記されることは当然であるが、「御居間日記ニ委シ」とあることは、記録所が御居間日記に何が記載されているかを承知していなければ記せない文言である。

他例を示す。明和七年九月五日、萩藩から目付である宮木八郎右衛門が徳山に来訪し、この日、就馴と面会している。館における応接の様子は記録所日記に詳述されるが、場が御居間に移ると、「於御居間御取扱之儀ハ御居間日記ニ有之間略之」とあつて、記録所日記ではその様子を知ることができない。もちろん、この日の御居間日記に御居間でのことは詳述されているが、ここで注目すべき点は、「御居間日記ニ有之間略之」の部分である。やはり、この日の御居間での出来事が御居間日記にどのように書かれているか知らなければ、こうした文言は現れないだろう。

一方の御居間日記ではどのようなになっているかを見

ておく必要がある。

御居間日記の明和五年六月七日条に、⁽²¹⁾重就が無事に萩城へ帰着したことを賀すために派遣されていた熊谷清左衛門が、この日徳山に戻った旨記録所から就馴に報告があった。ただし、萩での対応が先例と相違することがあったようで、そのことは「委細之儀ハ御表日記ニ有之、爰略」と記される。同日の記録所日記には、熊谷に対する萩での応接の様子が詳細に記されている。

「御表日記」という表記はほかの部分にもあつて、御居間日記の明和三年六月十五日条「御表日記⁽²²⁾委」、同明和七年五月二十一日条「委細ハ御表日記有之、爰ニ不記⁽²³⁾之」などがある。そして、それぞれの日にちの記録所日記を繙けば、略された内容を知ることができるのである。つまり、御居間日記のいう「御表日記」は記録所日記を指しているのである。

これらのことから、記録所日記と御居間日記が全く関係ない中で記述・作成されていたとは考えにくい。後掲の【図】を参照してそれぞれの日記に記述される場を区切るならば、館全体の内、「御座之間」とその隣にある御次については御居間日記に、それ以外については記録所

日記に記述されることとなっていたようだ。そして、推測の域を出ないが、両者は同一の場所で記述・作成されていたのではないかとも思えてしまう。その場所の特定はできていないが、今のところは記録所で作成されていたのではないか、との仮説を立てておきたい。

(二)「古案」

明和八年一月十七日、披露状への返書を「古案」の通り書くようにとの指示があつたことは前述した。この古案のうち、記録所で古案のとおり返書をしたためた記事のあるものについては、現在もその記録が残る。それは徳山毛利家文庫の「御書案文」というシリーズに分類された記録類である。⁽²⁴⁾目録上でも内容は同系統でも表題の異なるものがあることが窺えるが、本稿で対象とする時期のものについては、いずれも「御案文控⁽²⁵⁾」のタイトルで、藩主在邑中の一期間で一冊となっている。⁽²⁵⁾小口には「御書案」との簿冊名と収録期間が記される。なお、原初表紙または小口に「記録所」とあつて、記録所作成・保管の簿冊であることを明示している。

さて、「御案文控」の記述内容を示しておこう。前出明和七年一月十七日の返書は、宍戸河内と福岡舎人宛のものであった。宍戸宛について見れば、

為年頭之御嘉儀家来処迄御状、殊樽代被懸芳意欣然之至存候、為御礼若此候、恐々謹言、

正月十日

毛利勇之進殿

毛利伊豆殿 正月十二日

宍戸河内殿 正月十七日

とある⁽²⁶⁾。一月十日に毛利勇之進宛の返書を作り、これと同文のものを十二日に毛利伊豆宛、十七日に宍戸宛に作成したことがわかる。

一方で、同年閏六月四日、萩藩主毛利重就へ土用の見舞状を送るにあたり、判司方へ書状を作らせ、確認のため藩主の高覧に入れていた。このことについて「御案文控」には、「一、大膳様へ暑中御見廻之御直達之御状・御案文等、委細之儀は御本家様向御書控ニ有⁽²⁷⁾之」とあって、本家宛文書については別冊が存在することが窺える。実際、「御本家様え御直達御書拔」とのタイトルを持つ簿冊⁽²⁸⁾があり、「明和七寅閏六月五日左之通」に続けて、萩藩

当役の梨羽頼母に宛てた見舞状が記録されている。そこには「端書」もあって、記録所日記の記述と合致している⁽²⁹⁾。

このように、現在「御書案文」とのシリーズに分類された記録類は、記録所日記上では「古案」と表記され、「文例集」的な役割を担って記録所に保存されていたと考えられる。

（三）仕出帳

明和八年正月八日条に、次のような記述が見える（傍線筆者）。

一、大膳様御参勤御時節御伺被相済候

御歛例之通御飛札被進候故、明日

飛脚を以可差越通当役方へ申遣、

御書箱遣候事、

但、未萩より御知せ無之儀故、少々右之趣

萩詰相大野兵左衛門方へ申遣候様ニと

当役方へ申遣候、尤仕出控ニ委し、

萩藩主毛利重就が江戸への参勤期日を幕府に伺う一件

が終了したことへの祝意を伝えるため、就駟の書状を飛脚に持たせたとの記事だが、事情については「仕出控ニ委し」とある。

徳山毛利家文庫には「諸所仕出控」のシリーズがあり、今挙げた事例についても、記録所日記の表記通り詳細な記述がある。特に今回は、事情は不明ながら萩からの連絡がない中で、遅くなつての祝意表明を避けるという判断に基づき、萩からの連絡を待たず書状を送るという状況下にあつて、「仕出帳」にはその経緯と、先例（ここでは宝暦十二年・明和三年・明和五年の事例）を記している。

このように、「諸所仕出控」は『仕出』の主体から云えば『記録所仕出控』で、「大別して『江戸京大坂萩仕出控』というような国元記録所のもの」があるものの、より具体的にいえば、江戸や京、大坂、萩といった各地に徳山から「仕出」を行う際、記録所から当役方に「仕出」の依頼を行った際の記録と位置づけられる。このうち、江戸や京、大坂への「仕出」については、数日前に当役方から記録所へ通知があり、それに基づいて藩主書状などが作成される。それらは、記録所を介して当役方

に送られることは前述したとおりで、その際には記録所を所管する用人から当役に対し、藩主の指令であることを示す文言が付される。例えば、「右之通富山要人方へ可被申遣御意御座候」のごとくである⁽³¹⁾。

今回、分析対象とした記録所日記から、他の記録との関わりが窺えた三種類の記録について略述した。記録所と関係のある記録はほかにもあるはずで、それについては他日を期したい。

おわりに

本稿で検討したことをまとめておこう。

明和期、藩主在邑（在徳山）中の徳山の記録所日記を通して、記録所の活動を追つてみた。そこからまず窺えたのは、典札などに精通する必要から記録を作成する記録者、あるいは文書（情報）の保管者という面であつた。記録所の日々の活動を記す記録所日記を軸に、「御案文控」や「仕出帳」を作成、記録のルールに沿いながらそれぞれの事象を細かに記していた。また、記録所の内部組織は未だ解明できていないが、おそらくその一組織である

う判司役には先例に基づいた文書の作成を指示し、できた文書を当役方に渡していたのだった。

これに加えて、館の主郭部分の管理者としての側面もあった。「御門」や「大番所」といった場に詰める人々の差配を行い、当番の入れ替えなどの目配りもその業務となっていたのだった。そして、記録所も館の主郭部分の一部である以上、命令の伝達などを行う場としても使用されたのである。

一方で、藩主が家臣や来客に面談する御居間や御次の出来事については、記録所日記に記載されず、御居間日記でそのことが窺える。しかし、双方の記録を見ると、他方の記述内容を承知していなければ知り得ない記述があつて、両者の密接な関係が窺えた。仮説ながら、御居間日記の作成に記録所が深く関与していた可能性もあるのかもしれないと考えている。

また、記録所は藩主と御蔵本の当役方との仲立ちをすすめる役割もあつたようだ。御蔵本へ到着した文書類を藩主上覧に供する場合には記録所の手を経て行われ、一方で、藩主作成の書状などは記録所を通して当役方に渡された。書状などの文書に関することであり、記録所には深い関

係があることとはいえ、こうした記録所の役割も看過できない。

本稿では、明和期の藩主在邑中という近世全体から見ればごく限られた時期の、徳山と江戸との二つある記録所の内の徳山の記録所について、日記を通してその活動を概観した。当該記録所が管理していた文書の全貌や、江戸記録所の役割など課題は尽きないが、ひとまずここで本稿は終えることとした。

註

- (1) 『徳山市史 上巻』（徳山市史編纂委員会、三版、昭和五十九年）。
- (2) 『山口県文書館収蔵文書仮目録7 徳山毛利家文庫仮目録1』（山口県文書館、平成元年）所収の「記録所日記」の説明に、「藩主の『御在府中』と『御在邑中』、およびそれぞれ『御留守中』という二系統がある。その系統性を勘案しながら一括して年次順に配列した」とある。
- (3) 徳山藩七代藩主毛利就馴の事績については前掲註（1）を参照。

(4) 前掲註(1)では宝曆八年(一七五七)に隠退とある。

(5) この件については、当館蔵毛利家文庫二四末家七四「就御内用徳山エ宮木八郎右衛門一同ニ被差越候一件」、同七五「就御内用宮木八郎右衛門・福岡舎人徳山エ被差越候一件日帳」に詳しい。別の機会に紹介したい。

(6) 以下において、特に出典を断っていない資料は記録所日記で、請求番号は後掲【表】によることとし、資料からの引用を除き、煩雑になるのでその都度記述の根拠となる記録所日記の請求番号などは註で断りを入れない。

(7) 前掲註(1)。

(8) 前掲註(1)。

(9) この時のことについては、「諸所仕出控 明和七年〜八年」(徳山毛利家文庫「諸所仕出控」四一)に詳しい。なお、判紙は三枚出したことが見え、使用しなかった場合には速やかに返却するよう依頼している。

(10) 「記録所日記」明和八年一月十一日条。なお、徳山毛利家文庫「御藏本日記」五〇九の明和八年一月十日条には、これらが大阪を経由して到着した記事がある。そして翌日、到着した品々を下松へも送ったことも記されていた。

(11) 「御居間日記」明和八年一月十一日条(徳山毛利家文庫「御居間日記」二五九)。

(12) 毛利秀之助就盈は徳山藩五代藩主毛利広豊の男子で、厚狭毛利家の養子となっている。就馴の兄にあたる。

(13) 例えば、明和七年七月十七日条に、「毛利讃岐守様へ御自筆之 御書沓通被進候付、於記録所文箱入油紙包ニシテ、明朝出足之飛脚を以清末差越候様当役方へ為持差越候事」とある。

(14) 代参時に名代者に付き添う付人や持参する香典類の準備は、記録所から御蔵本兩人役に依頼されている。

(15) 「大番所当番」であることを理由に指名されたとの記述もある。

(16) 現在所属する番から完全に抜ける、あるいは勤務場所が変更になるような場合には、「掛札」は取り除かれる。例えば、明和八年二月二十三日、箱島藤吾が「御新宅御番入」のため、「御館御番除」となった際、「掛札引せ候」とある。

(17) 徳山毛利家文庫「絵図」六九「徳山御館之図」。

(18) 前掲註(1)。

(19) この時には御意が記録所で示されたことから、「今度就入部来ル十六日祝義之料理申付候、八時可有御出仕候」と、御意の内容まで詳述している。

(20) 御居間日記の全体は前掲註(2)を参照。

(21) 「御居間日記」一四三。

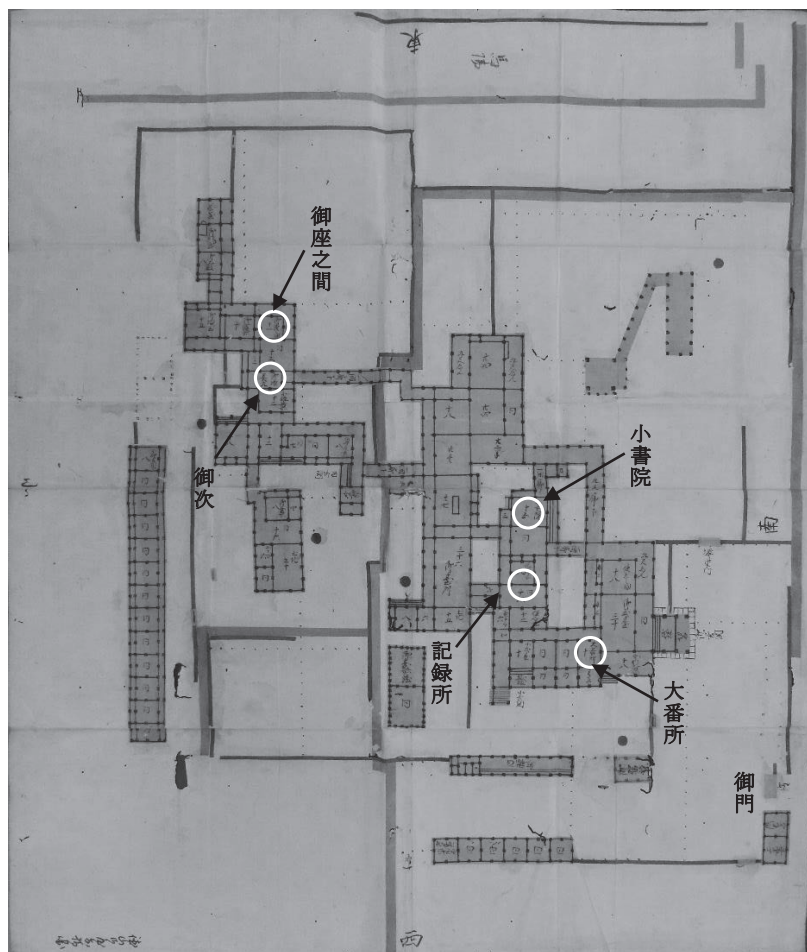
徳山藩記録所について（吉田）

- (22) 「御居間日記」二三四。
 (23) 「御居間日記」二五二。
 (24) 『山口県文書館収蔵文書仮目録8 徳山毛利家文庫仮目録Ⅱ』（山口県文書館、平成二年）。「御書案文」は「国元と江戸の記録所による二系統がある。」と、当該記録は国元と江戸の記録所で作成・保存された文書であることを明示している。
 (25) 徳山毛利家文庫「御書案文」二一～二三。
 (26) 徳山毛利家文庫「御書案文」二三。
 (27) 同前。
 (28) 徳山毛利家文庫「御書案文」一七八。この冊には延享二年（一七四五）から安永十年（一七八二）までを収録している。
 (29) ここでは判然としなかったが、「御書案文」二一の明和三年十二月の松平兵部少輔宛書状にはある端書の肩の部分に、「御自筆之端書」と、就馴が自ら端書を書いたことがわかるような記述も見られる。
 (30) 前掲註（24）。
 (31) 徳山毛利家文庫「諸所仕出控」四一。明和七年十月五日付部分。富山要人は江戸留守居であり、ここでは、江戸への仕出にあたり、書状などを送付するよう指示があった。

(32) このほか、記録所日記の中では、「御判司方之控」との名を目にすることがある。判司方にて作成された文書の控と
 思うが、現在、当館所蔵の徳山毛利家文庫には含まれていない。

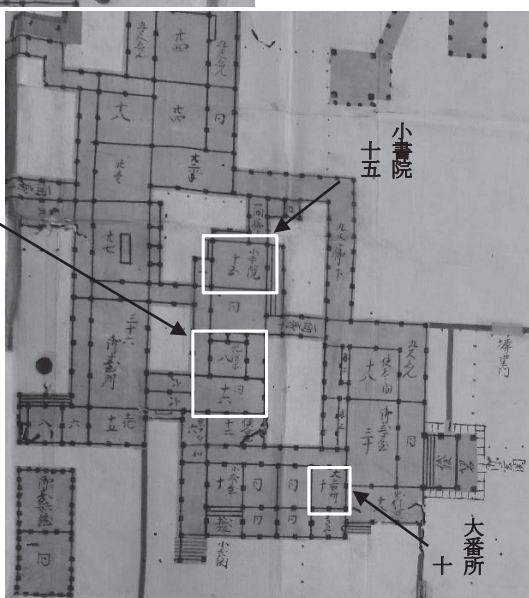
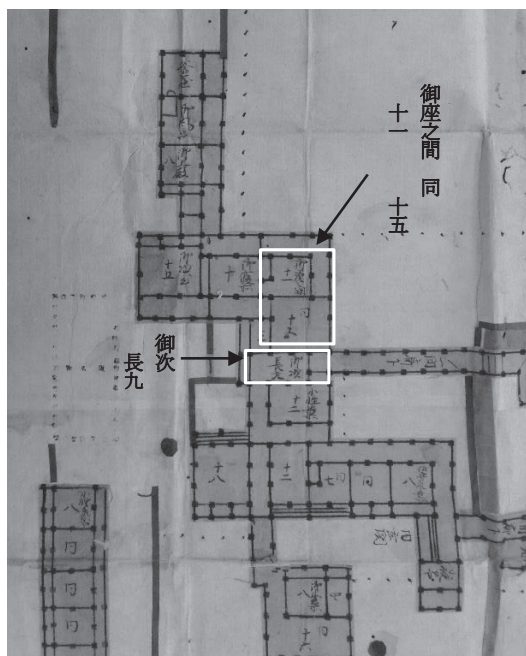
【表】徳山毛利家文庫「記録所日記」 対照表

請求番号	採録年月日
335	明和3年6月2日～7月
336	明和3年8月～9月
339	明和4年正月
340	明和4年2月～3月5日
344	明和5年5月20日～7月
345	明和5年8月～9月
346	明和5年10月～11月
347	明和5年12月
349	明和6年正月
350	明和6年2月～3月1日
354	明和7年5月16日～6月
355	明和7年閏6月～7月
356	明和7年8月～9月
357	明和7年10月～11月
358	明和7年12月
360	明和8年正月
361	明和8年2月



【図】毛利家文庫「絵図」69 徳山御館之図

「御座之間」御次周辺部拡大



記録所 同
八 十六

「記録所」周辺部拡大